

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月28日
【会社名】	ブロードメディア株式会社
【英訳名】	Broadmedia Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【電話番号】	03(6439)3983
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員CFO経営管理本部長 押尾 英明
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【電話番号】	03(6439)3983
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員CFO経営管理本部長 押尾 英明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (株式) 50,000,000円 (第1回無担保転換社債型新株予約権付社債) 1,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	400,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 新規発行株式(以下「本新株式」という。)の発行については、平成28年4月28日(木)開催の当社取締役会において発行を決議しております。なお、当社取締役会における、本新株式の割当予定先の採決にあたっては、割当を受ける橋本太郎は、特別の利害関係を有するため、審議及び決議には参加していません。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。  
 株式会社証券保管振替機構  
 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	400,000株	50,000,000	25,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	400,000株	50,000,000	25,000,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
125	62.5	100株	平成28年5月16日(月)	-	平成28年5月16日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込方法は、払込期日までに本新株式の総数引受契約を締結し、後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。
4. 払込期日までに当該株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ブロードメディア株式会社 経営管理本部	東京都港区赤坂八丁目4番14号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 大手町営業部	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)】

銘柄	ブロードメディア株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	金1,000,000,000円
各社債の金額	金25,000,000円
発行価額の総額	金1,000,000,000円
発行価格	各本社債の金額100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成31年5月16日
償還の方法	<p>(1) 本社債は、平成31年5月16日に、その総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還に関しては、下記(3)から(6)に定めるところによる。</p> <p>(2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) ソフトコール条項による繰上償還 当社は、平成29年5月17日以降、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下同じ。)がある20連続取引日(「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。)にわたり、各取引日における当該終値が136円を超えていた場合、その翌日(当日含む)から4営業日間において本新株予約権付社債権者に予め通知を行うことにより、当該通知を受領した日から30日を経過した日に、残存する本社債の全部を、本社債の金額100円につき金100円で償還することができる。</p> <p>(4) 請求による繰上償還 当社は、平成30年5月17日以降、本新株予約権付社債権者から書面による請求があった場合には、当該請求を受領した日から30日を経過した日に、残存する本社債の一部又は全部を、本社債の金額100円につき金100円で償還する。</p> <p>(5) 組織再編行為による繰上償還 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、本新株予約権付社債権者の書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。</p> <p>(6) 上場廃止等による繰上償還 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本新株予約権付社債権者から書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。</p>

募集の方法	第三者割当の方法により、Japan Opportunities Master Fund Ltd.に全額を割り当てる。
申込証拠金	該当事項なし。
申込期間	平成28年5月16日（月）
申込取扱場所	ブロードメディア株式会社 経営管理本部 東京都港区赤坂八丁目4番14号
払込期日	平成28年5月16日（月） 本新株予約権の割当日も同日とする。
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 （担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存在する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合は、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として当該新株予約権付社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨定めたものをいう。
財務上の特約 （その他の条項）	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

（注）1．本新株予約権付社債については、平成28年4月28日（木）開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2．社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は会社法第702条但書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されません。

3．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失します。

当社が別記「償還の方法」、別記「新株予約権の行使時の払込金額」、別記「株式の交付方法」又は別記「財務上の特約（担保提供制限）」の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされないとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。

当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

4．本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に書面により通知する方法によることができる。

5．社債権者集会

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債権者と当社との間で特段の合意が無い限り、東京都においてこれを行う。

- (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

6. 元利金支払事務取扱場所(元利金支払場所)

ブロードメディア株式会社 経営管理本部  
東京都港区赤坂八丁目4番14号

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>当社に対して当社普通株式の交付を請求すること(以下「行使請求」という。)により当社が交付する株式の数は、同一の本新株予約権付社債の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>各本新株予約権の行使に際して出資される財産 当該本新株予約権に係る本社債 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。 転換価額 当初105円とする。但し、転換価額は下記 の規定に従って調整される。 転換価額の調整</p> <p>(イ) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(ロ) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(a) 下記(二)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(b) 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

- (c) 下記(二)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(二)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (d) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(二)(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (e) 本号(a)から(c)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号( )乃至( )にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (八) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (二)(a) 転換価額調整式の計算については、1円未満を小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (c) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(ロ)(e)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (ホ) 上記(ロ)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- (a) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

	<p>(c) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(へ) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(ロ)(e)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,000,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権付社債権者は、平成28年5月16日から平成31年5月16日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日 当社が、別記「償還の方法」(3)から(6)に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降 当社が、別記「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 本新株予約権の行使請求受付場所 ブロードメディア株式会社 経営管理本部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

2. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予

約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

- (2) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

3. 新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

4. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

5. 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととした。

5【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

6【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,050,000,000	7,000,000	1,043,000,000

(注) 1. 上記払込金額は、本新株式発行の払込額50,000,000円及び本新株予約権付社債の払込額1,000,000,000円を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株式及び本新株予約権付社債の発行に関する登記費用、価額算定及び調査費用、有価証券届出書等の書類作成費用の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

<資金調達目的及び理由>

当社グループは、技術プラットフォームを持つコンテンツ事業者として、独自性の高いサービスの提供を通じて成長を目指すことを経営戦略の基本としております。

中長期的に更なる成長を遂げるために、以下の戦略のもとに事業を推進しております。

コンテンツサービスの持続的な成長を目指す

技術サービスの進化を加速させる

この戦略の下、「クラウド事業」、「教育サービス」、「デジタルシネマサービス」、「釣りビジョン」の4つの事業に投資を継続しながら、将来の成長基盤を確立することに注力してまいりました。

このうちの「教育サービス」、「デジタルシネマサービス」、「釣りビジョン」については、安定的な収益貢献が見込める状況になっております。

一方で、「クラウド事業」の中核をなす平成25年6月より開始したクラウドゲーム事業については、当初以下の3つの戦略を軸にテレビ向けにクラウドゲームサービスの拡大を図ってまいりました。

他社へのプラットフォーム提供

新作の人気タイトル等の魅力あるコンテンツの充実

「Gクラスタ」搭載端末の拡大

これらの展開は開始以来一定の進捗を見せておりますが、想定以上に事業の拡大に時間がかかっているため、当社としてより早期に事業を拡大させるために、成長市場であるスマートフォン向けのゲーム市場へサービスを展開してまいりました。

更に、事業拡大のスピードをより早めるために必要な、オリジナルゲーム開発や人気ゲームタイトルのクラウド化、及びその広告宣伝等のマーケティング、クラウドゲーム事業を含めたコンテンツ領域に関連する企業への投資、M&A及び資本・業務提携などを実現させる資金を調達することを目的として、平成26年12月19日に、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とした、自己株式350,000株の処分及び第3回乃至第5回新株予約権(11,000,000個)の発行を行いました。

上記自己株式の処分及び新株予約権の一部(2,500,000個)の行使により調達した資金642百万円は、当初予定の資金使途である開発やプロモーションに充てたいましたが、その後当社の株価が当該新株予約権にかかる下限行使価額を下回って推移しているため、権利行使が進捗しておりません。

その結果、当初に想定した資金が調達できていないことが影響し、平成27年5月より配信を開始した、クラウドの特性を活かしスマートフォンやタブレット端末とテレビを連動させる全く新しいオリジナルゲーム「ZOIDS Material Hunters」は累計ダウンロード数こそ50万を超えておりますが、追加開発や広告宣伝等のプロモーションが想定通り進められていないため想定した課金収入を下回っている状況です。

同様に、もう一つの施策である人気ゲームタイトルのクラウド化については、株式会社スクウェア・エニックスの人気RPGゲーム「FINAL FANTASY®XIII」、「FINAL FANTASY® XIII-2」、「ライトニング リターンズ ファイナルファンタジー®XIII」や株式会社コーエーテクモゲームスの人気歴史シミュレーションゲーム「信長の野望・創造」等をスマートフォンやタブレットで手軽にお楽しみいただけるゲームアプリとして提供を開始しておりますが、こちらもタイトル毎の販売は、想定範囲で推移しているものの、リリースできたゲームタイトル数は予定数に届いておらず、全体の収益は想定通りには伸びておりません。

このように想定した資金調達が進まず、クラウドゲーム事業の拡大が遅れている中で、当社は様々な対策を検討してまいりましたが今般新たな株式及び新株予約権付社債を発行し、改めて資金を調達することが、将来的な当社の収益増加及び企業価値の増大に寄与するものと判断いたしました。

そのため、今回の資金調達は、前述した前回の新株予約権発行と同様に、当社の財務基盤を強化するとともに、オリジナルゲーム開発や人気ゲームタイトルのクラウド化、及びその広告宣伝等のマーケティング費用と、クラウドゲーム事業を含めたコンテンツ領域に関連する企業への投資、M & A及び資本・業務提携を目的としております。

なお、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先として発行した新株予約権のうち、現時点で未行使分の6,000,000個（第4回3,500,000個、第5回2,500,000個）につきましては、本資金調達の実施にあたり全て買戻し消却を行います。

#### <手取金の具体的な使途>

差引手取概算額は上記(1)に記載のとおり1,043,000,000円となる予定です。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
クラウドゲーム事業におけるオリジナルゲーム開発及び人気ゲームタイトルのクラウド化	343,000千円	平成28年5月～平成30年3月
クラウドゲーム事業における広告宣伝等のマーケティング費用	200,000千円	平成28年5月～平成30年3月
クラウドゲームを含めたコンテンツ領域に関連する企業への投資、M & A及び資本・業務提携	500,000千円	平成28年5月～平成30年3月

具体的な使途の内容といたしましては、以下を予定しております。

#### クラウドゲーム事業におけるオリジナルゲーム開発及び人気ゲームタイトルのクラウド化

当社が注力しているクラウドゲーム事業において、継続的に新たなタイトルを提供することが重要になってまいります。特に、クラウドの特性を活かしスマートフォンやタブレット端末とテレビを連動させるような、全く新しいゲームを提供することが本事業の成長に欠かせないと考えております。そのため、平成28年5月以降、継続的に、クラウドの特性を活かしたオリジナルゲームの開発及び、人気ゲームタイトル等のクラウド化を行うための費用として、343,000千円を充当する予定です。これは、オリジナルゲームの開発に係る費用、ゲームタイトル等のクラウド化のための費用であり、タイトル毎の費用にばらつきはございますが、当該支出期間中に5～10本程度リリースすることを想定しております。

#### クラウドゲーム事業における広告宣伝等のマーケティング費用

当社がクラウドゲーム事業を行っていくに当たり、十分な収益を確保するためには、適切なタイミングに効果的な広告宣伝等を行い、当社のクラウドゲームサービス及び提供するゲームコンテンツを普及させることが重要と考えております。そのため、今後で開発及びクラウド化したタイトルの認知度向上を目的とした広告宣伝等のマーケティング費用として200,000千円を充当する予定です。現時点で決定している具体的な広告出稿計画はありませんが、支出予定時期における各タイトルの提供に合わせて、適切な時期にマーケティング活動を行ってまいります。

#### クラウドゲームを含めたコンテンツ領域に関連する企業への投資、M & A及び資本・業務提携

今後、クラウドゲーム事業を拡大していくに当たり、サーバ等への設備投資やグループ内でのゲームコンテンツ開発体制を確保することも重要と考えておりますが、人材獲得及び内部での育成には相応の時間がかかる可能性があります。そのため、当社の目指す事業拡大を迅速に実現することを目的として、ゲーム開発能力を有する企業に対して、適宜機動的な投資やM & Aを行うことを予定しております。

また、当社単独でクラウドゲーム事業を推進するだけでなく、事業拡大のために必要な知見やノウハウを持つなど提携効果が高いと考えられる企業との資本・業務提携を行うことでより効果的に事業を拡大させていくことも想定しております。

更に、クラウド技術の活用により、ゲームだけではなく、様々なコンテンツを利用した新たなビジネスの創造や事業の拡大を実現することも可能です。そのため、当社は、M & A及び投資をゲーム関連企業に限らず、広くコンテンツに関連した企業を対象として考えております。

当社が投資及びM & A対象としている案件の規模は数億円程度を想定しております。これらの投資及びM & A費用に係る取得資金の一部として500,000千円を充当する予定です。また、M & Aで取得する企業の運転資金等に充当することも想定しております。なお、現時点において、具体的に計画されているM & A等

はございませんが、今後案件が具体的に決定された場合には、適切なタイミングで開示を行ってまいります。

上記支出時期において案件が想定通りに成立せず、調達した資金が当該費用に全て充当されない場合も考えられます。その場合には、引き続き投資案件等の検討を続けたうえで、上記 又は へ充当することも行ってまいります。

以上の施策を目的に、当社は平成28年4月28日、本新株式及び本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金や安全性の高い手法等で保管・運用する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

本新株式

a. 割当予定先の概要	名称	橋本 太郎
	本店の所在地	東京都文京区
	職業の内容	当社代表取締役
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社の普通株式6,198百株を保有しております。
	人事関係	当社の代表取締役であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

本新株予約権付社債

a. 割当予定先の概要	名称	Japan Opportunities Master Fund Ltd. (ジャパン オポチュニティーズ マスター ファンド リミテッド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	国内の主たる事業所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりであります。 東京都港区元赤坂一丁目2番7号赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 中野常道
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	払込資本金：10米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	払込資本金の拠出者： Evolution Capital Management LLC 100% 純資産：キャピタルコール契約に基づく随時拠出 当初最大1.415億米ドル（日本円換算約155億円） Japan Opportunities LP 9.89% Japan Opportunities Ltd. 90.11%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

橋本太郎

本新株式の割当予定先である橋本太郎は当社の代表取締役社長であります。今回のJapan Opportunities Master Fund Ltd.を割当先とした資金調達を検討を進めて行く中で、同氏より、「第1 募集要項 6 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 <資金調達の目的及び理由>」に記載のとおり、当社がゲーム事業を成長させることで、企業価値を向上させることを目指す中で、これまで以上に経営にコミットすることに加え、希薄化による株価下落の懸念発生が想定される中、プレミアム価格で引き受けることで、同氏の当社株価に対する考えを株主・投資家の皆様へ示すことができることから、本新株式の引受けの申し出がございました。

これを受けて同氏と協議を重ね、当社として、企業価値向上や株価下落抑制を一定程度期待できると判断したことから、本新株式の割当予定先として選定いたしました。

Japan Opportunities Master Fund Ltd.

当社は、クラウドゲーム事業を成長させる目的で平成26年12月にドイツ銀行ロンドン支店を割当先とした第3回及至第5回新株予約権の発行を行いました。新株予約権の一部は行使されましたが、当社株価の低迷が続く当該新株予約権にかかる下限行使価額を下回る株価で推移していることから、新株予約権の行使が進んでおりませんでした。

このような状況の中、平成28年2月に当社と割当予定先とのあっせんを行うEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ダニエル・シャイアマン)から最初の提案を受けました。当該提案を受け、当社内において協議・検討を開始した結果、本資金調達方法が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、本新株予約権付社債の発行が有効な調達手段であると判断いたしました。また、本新株予約権付社債のメリット(既存株主の株式価値希薄化への配慮、 確実かつ無利息での資金調達が可能、 ソフトコール条項により負債から資本への行使が促進される)や、デメリット(株価の下落・低迷時に転換が進まない可能性、 本新株予約権付社債の発行で負債が大きくなり財務体質が高レバレッジ化する)を勘案し、割当予定先と協議した結果、本第三者割当による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至ったため、本新株予約権付社債の割当予定先としてJapan Opportunities Master Fund Ltd.を選定いたしました。

本新株予約権付社債の割当予定先は、主として日本の上場会社が発行する株式や債券等への投資を目的として新たに設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であり、その発行済議決権株式の100%を保有するEvolution Capital Management LLC (2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)から案件の紹介や投資に関する助言を受けることになっております。運用に供される資金は、その全額が世界屈指の資産運用会社であるBlackRock Inc.の子会社であるBlackRock Financial Management, Inc.が運用助言を行う複数の投資ファンドまたは関連投資家のうち、米国籍である者はJapan Opportunities LP(c/o Evolution Capital Management LLC 2435 Olympic Blvd. Suite 125E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)、非米国籍であるものからはJapan Opportunities Ltd.(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)を通じてキャピタルコールを含む契約に基づき随時割当予定先に出資されます。なお、本案件におけるキャピタルコールによる出資金は、当社が本新株予約権付社債の発行に係る決議を行ったことが割当予定先に通知された後、速やかにJapan Opportunities LP並びにJapan Opportunities Ltd.より割当予定先に拠出され、本新株予約権付社債の払込日もしくはそれ以前に、割当予定先から直接当社の受取金融機関口座へ払込まれることになっております。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド社(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であり、同社は英国王室属領ガンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6 AX 信託なので代表取締役は存在せず)の100%子会社であります。

### (3) 割当てようとする株式の数

本新株式

橋本太郎に割り当てる本新株式の総数は400,000株です。

本新株予約権付社債

Japan Opportunities Master Fund Ltd.に割り当てる本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式の総数は、9,523,800株です。

（４）株券等の保有方針

橋本太郎

橋本太郎は本新株式につきまして、自ら引き受けることで、企業価値向上のため、これまで以上に経営にコミットすることを目的に取得していることから長期的な視点で保有する方針であり、２年間は原則売却しない旨が締結予定の募集株式の総数引受契約に記載されております。

なお、橋本太郎から、本新株式の払込期日から２年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

Japan Opportunities Master Fund Ltd.

本新株予約権付社債の割当予定先であるJapan Opportunities Master Fund Ltd.は、純投資を目的としており、本新株予約権付社債の転換により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権付社債の転換により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針であります。運用に対しては市場への影響を常に留意している旨を口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権付社債の発行に伴い、割当予定先は大株主である当社代表取締役社長橋本太郎より当社普通株式について600,000株の借株を行い、本新株予約権付社債の転換により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、株価変動リスクをヘッジする目的で売付けを行う場合があります。ただし、ヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて各割当の発行価額に影響を与える売付けを行うことはない旨口頭にて確認しております。また、割当予定先は、かかるヘッジ目的で行う売付けを除き、本件に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行わない旨を口頭にて確認しております。

（５）払込みに要する資金等の状況

橋本太郎

橋本太郎からは、本新株式の払込金額に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、同氏の通帳の写しから払込みに要する十分な現預金を有していることを確認しております。

Japan Opportunities Master Fund Ltd.

本新株予約権付社債の割当予定先の払込に要する財産の存在については、当社は割当予定先から、割当予定先が実際に運用資金の出資を受けるJapan Opportunities LP、Japan opportunities Ltd.及び、複数の投資ファンドと投資助言契約を締結しているBlackRock Financial Management, Inc.からキャピタルコールの手法にて払込みに関して、必要な資金手当てを受けることができる旨をEVOLUTION JAPAN証券株式会社を通じて、口頭で確認を得ております。また、当社は、BlackRock Financial Management, Inc.が割当予定先に確約した出資金のうち、キャピタルコール契約に基づく残高が、平成28年4月21日時点で総額1.31億米ドル（当日の三菱東京UFJ銀行発表TTMである1米ドル＝109.73円換算で約144億円）である旨、三菱UFJ信託銀行の100%出資子会社であり割当予定先の管理会社であるMUFG Fund Services (Cayman) Limited (Strathvale House, 2nd Floor, 90 North Church Street, George Town, P.O. Box 609 Grand Cayman, KY1-1107, Cayman Islands 代表取締役 タカフミ・イハラ)からのレターで確認しており、払込期日において本新株予約権付社債の払込金額（発行価額）の総額の払込に要する資金は充分であると判断しております。

（６）割当予定先の実態

橋本太郎

本新株式の割当予定先である橋本太郎は、当社代表取締役であることから専門の調査機関等による調査は行っておりませんが、過去の新聞記事、インターネット等のメディア掲載情報の検索を行っても、同氏と反社会的勢力等との関係は認めることはできませんでした。また、当社は、東京証券取引所にコーポレート・ガバナンス報告書（最終更新日：平成27年12月18日）を提出しており、その中で橋本太郎は当社代表取締役社長として、反社会的勢力との関わりを一切持たない方針であることを表明していることから、反社会勢力等との関わりが一切ないという確証を得ております。なお、当社は割当先につき、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

Japan Opportunities Master Fund Ltd.

当社は、本新株予約権付社債の割当予定先であるJapan Opportunities Master Fund Ltd.及びアレンジャーであるEVOLUTION JAPAN証券と直接、面談・ヒアリングを実施し、Japan Opportunities Master Fund Ltd.及び同社と資本関係にあるEvolution Capital Management LLC（Japan Opportunities Master Fund Ltd.の100%出資者）の法人格・出資者が反社会的勢力等でない旨を直接確認しました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けるとともに、割当予定先の管理会社であるMUFU Fund Services (Cayman) Limitedからは、割当予定先に投資するすべてのBlackRock Financial Management, Inc.が投資助言契約を締結している投資家について、テロリズムやマネーロンダリング行為等への関与がないこと及びその他必要な属性調査を確実に遂行している旨のレターを受領しております。さらに慎重を期すため、割当予定先であるJapan Opportunities Master Fund Ltd.ならびにその100%株主であるEvolution Capital Management LLC、割当予定先が実際に運用資金の出資を受けるJapan Opportunities LPならびにJapan Opportunities Ltd.、そしてそれぞれの法人の役員を務めるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏、複数の投資ファンドと投資助言契約を締結しているBlackRock Financial Management, Inc.を対象に、反社会的勢力等と何らかの関係の有していないか、第三者調査機関である株式会社JP リサーチ&コンサルティング（代表取締役：古野 啓介 住所：東京都港区虎ノ門3丁目7番12号）に調査を依頼しました。そして、民間の調査会社の有料データベース等のアクセス可能なオープンソースから広く遍く情報を収集した結果、現時点において、当該割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株式及び本新株予約権付社債には、譲渡制限は付されておられません。

## 3【発行条件に関する事項】

### （1）発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

#### 本新株式

本株式の発行価格は、割当予定先である橋本太郎と協議のうえ、プレミアム価格で引き受けることで、同氏がこれまで以上に経営にコミットすることに加え、希薄化による株価下落懸念の発生が想定される中、当社株価に対する考えを株主・投資家の皆様へ示すことができるとのことから125円といたしました。発行価格につきましては、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日（平成28年4月27日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値の19.05%のプレミアムとなる金額であり、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）に照らし、特に有利発行な価格に該当しないものと判断しております。

なお、本株式の発行価格は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成28年4月27日）までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である99円（小数点以下を四捨五入。以下、株価計算について同様）に対して26.60%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率の数値の計算について同様）、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である98円に対して27.76%のプレミアム、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である108円に対して15.64%のプレミアムとなる金額です。

また、本新株式の発行については、監査役4名全員（うち社外監査役3名）から、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法性は確保されている旨の意見表明を得ております。

#### 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルやモンテカルロ・シミュレーションといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち二項モデルを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しています。また、当該算定機関は、評価基準日の市場環境等を考慮した一定の前提（当社の株価（105円）、ボラティリティ（35%）、予定配当額（0円）、無リスク利率（0.3%）等）を置き、本新株予約権付社債の評価を実施し、本新株予約権付社債の公正価値を額面100円につき99.5円から100.2円と算定しました。

なお、二項モデルにおいては、ソフトコール条項による繰上償還の実施に際して、当社は償還に係る権利行使時の価値と権利不行使時の価値を比較し当社が有利になるように償還を実施するものとされ、割当予定先は繰上償還が実施された場合に転換権行使時の価値と不行使時の価値を比較し割当予定先が有利になるように転換を実施するものとされており、割当予定先の転換及び転換後の普通株式売却にあたっての流動性の制約条件や希薄化の影響は考慮されていません。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権付社債の払込金額を額面100円あたり100円とし、その他の発行条件を決定しております。

本新株予約権付社債の発行価額及び転換価額の決定に当たっては、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本社債に付された新株予約権の実質的な対価として算出された27.2円～29.3円と当該新株予約権の公正な価値として算出された28.5円～29.9円を比較し、本社債に付された新株予約権の実質的な対価が当該新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断しました。

なお、本新株予約権付社債の発行については、監査役4名全員(うち社外監査役3名)から、上記算定根拠に照らした結果、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに関わる適法性は確保されている旨、並びに株価動向に関わらず最大交付株式数が限定されていることから、少数株主に対して一定の配慮がなされている資金調達手段である旨の意見表明を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式発行による新規発行株式数400,000株(議決権数4,000個)に、本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数9,523,800株(議決権数95,238個)を合算した株式数は9,923,800株(議決権数99,238個)であり、これの平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数69,223,516株及び議決権数680,628個を分母とする希薄化率は14.34%(議決権ベースの希薄化率は14.58%)に相当します。そのため、本新株式及び本新株予約権付社債の発行並びにその後の本新株予約権付社債の転換の進行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

なお、当社普通株式の直近6ヶ月(平成27年10月から平成28年3月まで)の1日当たりの平均出来高は4,055,538株であり、直近3ヶ月(平成28年1月から平成28年3月まで)の1日当たりの平均出来高は1,735,162株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株式400,000株及び本新株予約権付社債が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数9,923,800株は、直近6ヶ月平均出来高の2.4日分、直近3ヶ月平均出来高の5.7日分となるため、本新株予約権付社債の行使期間が3年間である事を勘案して、株価に与える影響は限定的なものと考えております。

当社は、本第三者割当により調達した資金を上述の資金用途に充当することで、計画的かつ安定的な業容拡大と企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (百株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
Japan Opportunities Master Fund Ltd.	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands			95,238	12.21
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	17,836	2.62	17,836	2.29
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1	13,154	1.93	13,154	1.69
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	10,773	1.58	10,773	1.38
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-5-2	10,272	1.51	10,272	1.32
橋本 太郎	東京都文京区	6,198	0.91	10,198	1.31
國重 恒之	東京都多摩市	6,000	0.88	6,000	0.77
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2-4-1	5,645	0.83	5,645	0.72
坂本 誠	東京都江戸川区	5,000	0.73	5,000	0.64
佐藤 隆	福島県郡山市	4,500	0.66	4,500	0.58
計		79,378	11.66	178,616	22.90

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日現在の株主名簿及び平成28年4月27日までに大量保有報告書等により異動が確認できるものを基準として記載しております。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日現在の株主名簿及び平成28年4月27日までに大量保有報告書等により確認できる総議決権数680,628個に基づき、本新株式及び本新株予約権付社債の目的となる株式発行により増加する議決権数(99,238個)を加えた数で除して算出した数値となります。
3. 割当予定先であるJapan Opportunities Master Fund Ltd.の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権付社債の転換により取得する当社普通株式をすべて保有した場合の数となります。Japan Opportunities Master Fund Ltd.より、本新株予約権付社債の転換により取得する当社株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、Japan Opportunities Master Fund Ltd.が本新株予約権付社債の転換により取得する当社株式の長期保有は見込まれない予定です。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

### 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

#### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

#### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

#### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月24日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期 第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月13日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期 第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月12日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期 第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月15日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年4月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月26日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年4月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月1日に関東財務局長に提出

#### 7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年4月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年10月30日に関東財務局長に提出

#### 8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年4月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月15日に関東財務局長に提出

#### 9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年4月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年4月25日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年4月28日)までの間において変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成28年4月28日)現在においても、その判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ブロードメディア株式会社 本店  
(東京都港区赤坂八丁目4番14号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。